

令和3(2021)年度 東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程学生募集要項 (改訂版5)

広域科学専攻

教育研究上の目的

本研究科は、学際性および国際性を教育・研究の柱として専門分野についての深い理解の上に立った領域横断的研究による知の創成をめざし、確かな教養に支えられた総合的判断力をもって現代の社会と科学技術の様々な課題に取り組む能力をもち、教育・研究の分野のみならず社会の実践的分野においても国際的に指導的役割を果たすことのできる人材を養成することを目的とする。

入学者受入方針

東京大学大学院総合文化研究科博士課程では、以下の求める学生像及び入学者選抜の基本方針に基づき、入学者の選抜を行います。

求める学生像

- ・志望する専門分野に関する深い知識と高度な研究能力を有すると同時に、広い学識と領域横断的な視野を身につけることのできる人。
- ・自らが専門的研究の一翼を担おうとする使命感を持ち、専門分野で卓越した知を創出することができるとともに、当該研究分野の第一線で活躍することが期待される意欲的な人。

入学者選抜の基本方針

- ・志望する専門分野に関する深い知識を有し、当該分野に高度な学術的寄与ができること。
- ・独創的かつ先駆的な研究課題を自ら設定し、専門分野に関する深い専門的知識のみならず広い学識や領域横断的な視野に基づいて、創発的かつ説得力に富んだ議論を展開する能力を具えていること。
- ・当該分野に係る資料・文献を読みこなすことができ、国内外に研究成果を積極的に発信できる語学力を具えていること。

1. 出願資格

- (1) 本学において令和3(2021)年3月31日までに修士の学位又は専門職学位を得る見込みの者(第1号)^{注6)}
- (2) 本学において修士の学位又は専門職学位を得た者(第2号)
- (3) 本学以外の日本の大学において、修士の学位又は専門職学位を得た者及び令和3(2021)年3月31日までに修士の学位又は専門職学位を得る見込みの者(第3号)^{注1) 注6)}
- (4) 大学改革支援・学位授与機構により、修士の学位を授与された者及び令和3(2021)年3月31日までに授与される見込みの者(第4号)^{注6)}
- (5) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和3(2021)年3月31日までに授与される見込みの者(第5号)^{注2) 注6)}
- (6) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和3(2021)年3月31日までに授与される見込みの者(第6号)^{注6)}
- (7) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和3(2021)年3月31日までに授与される見込みの者(第7号)^{注6)}

- (8)外国の学校、上記出願資格(6)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学において、大学院設置基準第16条の2に規定する博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格した者及び令和3(2021)年3月31日までに合格する見込みの者で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者(第8号)^{注3) 注6)}
- (9)日本の大学を卒業又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、日本又は外国の大学若しくは研究所等において2年以上研究に従事した者及び令和3(2021)年3月31日までに2年以上研究に従事する見込みの者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者(第9号)^{注1) 注2) 注3) 注4) 注6)}
- (10)個別の入学資格審査をもって、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者で、入学時において24歳に達している者(第10号)^{注5)}

注1)上記(3)、(9)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条の定める日本国内の大学を示す。

注2)上記(5)、(9)には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。

注3)上記(8)又は(9)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による入学資格審査を行うので、本研究科の指定する書類等を下記の期間に本研究科事務部(6.(1)エ.)に提出すること。

〔提出期間〕

令和3(2021)年4月入学希望者：令和2(2020)年10月5日(月)～10月9日(金)

令和2(2020)年9月入学希望者：令和2(2020)年4月21日(火)～4月24日(金) (※1)

提出書類等については事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。なお、審査の結果は、令和3(2021)年4月入学希望の場合は令和2(2020)年11月27日(金)頃、令和2(2020)年9月入学希望の場合は令和2(2020)年5月29日(金)頃(※2)、各自に通知する。

注4)上記(9)において、「2年以上研究に従事した者」(又は従事する見込みの者)とは、原則として、常勤又はこれに準ずる身分として2年以上研究に従事した者(又は従事する見込みの者)とする。

注5)①上記(10)に該当する者とは、上記(1)から(9)に該当しない者のうち、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者とする。

②上記(10)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、本研究科の指定する書類等を上記注3)に記した期間に本研究科事務部(6.(1)エ.)に提出すること。出願資格及び提出書類等については、事前に本研究科事務部に問い合わせること。

③上記(10)に該当する者で、入学資格審査で修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。なお、審査の結果は、令和3(2021)年4月入学希望の場合は令和2(2020)年11月27日(金)頃、令和2(2020)年9月入学希望の場合は令和2(2020)年5月29日(金)頃(※2)、各自に通知する。

注6)広域科学専攻の各系においては、令和3(2021)年4月入学のほかに、令和2(2020)年9月24日入学を認める。令和2(2020)年9月24日入学希望者の場合、上記(1)から(10)における「令和3(2021)年3月31日」については、「令和2(2020)年9月23日」に読み替えるものとする。なお、令和2(2020)年9月24日から9月30日までの間に上記(1)から(10)のいずれかを満たす者は、事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。

注7)下記2.(2)の社会人特別選抜による選抜を希望する者は、上記(1)から(10)のいずれかに該当するとともに、出願時において会社・学校・官公庁等に在職中であり、入学時以降においても在職の見込みである者、その他社会人としての経験を有する者とする。

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、上記の期限までに問い合わせ及び書類の提出ができなかった場合は、出願受付期間(令和2(2020)年6月25日(木)から7月1日(水)まで)に、出願書類と合わせて入学資格審査に必要な書類を提出すること。ただし、審査の結果、入学資格が認められなかった場合は、出願を不受理とし、検定料を返還する。

※2 出願受付期間に入学資格審査に必要な書類を提出した者への審査結果の通知時期については、個別に連絡する。

2. 募集人員

- (1)本専攻は、生命環境科学系、広域システム科学系及び相関基礎科学系の3つの系からなる。それぞれの募集人員及び募集人員総数は、下記のとおり。

系	募集人員
生命環境科学	25名
広域システム科学	16名
相関基礎科学	23名
募集人員総数	64名

- (2)募集人員総数のうち社会人特別選抜による者は、各系とも若干名である。
(3)試験の成績によっては、合格者数が募集人員を上回る場合又は下回る場合がある。

3. 選抜方法

- (1)入学者の選考は、修士の学位論文又はこれに代わるものの審査、出身学校の学業成績及び学力試験による。なお、論文を含む出願書類の審査で、学力試験を行わずに不合格とすることがある。
(2)学力試験では、提出論文及び志望する専門分野等についての口述試験を行う。この他に、外国語及び専門分野について筆記試験等を行うことがある。

生命環境科学系を志望する出願者について

外国語および専門分野ともに筆記試験は実施しない。専門分野の筆記試験に代わり、「生命環境科学系博士課程出願課題（小論文）」を課す。出願時に生命環境科学系の修士課程に在学する出願者を除き、課題に解答し、提出すること。

- (3)社会人特別選抜においては、上記(1)に加えて、本人のこれまでの社会での活動、今後の計画も選考の要素として重視する。

4. 試験期日及び場所

- (1)出願資格第1号による出願者の選考期日及び場所は、出願後各自に通知する。
(2)出願資格第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号による出願者については、下記の期間に学力試験を行う。

〔学力試験の期間〕

令和3(2021)年4月入学希望者：令和3(2021)年1月28日(木)～2月5日(金)

令和2(2020)年9月入学希望者：令和2(2020)年8月28日(金)～8月30日(日)

なお、学力試験の対象者、詳細な日時及び場所は、下記の日時に総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に発表するとともに、各自に通知する。

- ①学力試験の対象者は、下記の日時に本研究科掲示場及び本研究科ホームページ (URL <http://www.c.u-tokyo.ac.jp/index.html>) に発表する。
②学力試験対象者発表後に、対象者へ受験方法等を電子メールにより通知する。9月入学希望者は令和2(2020)年8月6日(木)17時まで、4月入学希望者は令和3(2021)年1月22日(金)17時まで通知を受信できなかった場合は、本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。

③口述試験はオンラインにより実施する。各自でパソコン及びカメラ（コンピュータの内蔵カメラまたはウェブカメラ）等を準備のうえ、周囲に人のいない静謐な環境で受験すること。準備が困難な者は、**9月入学希望者は令和2(2020)年8月3日(月)までに、4月入学希望者は令和3(2021)年1月21日(木)までに**本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。

〔学力試験対象者等発表日時〕

令和3(2021)年4月入学希望者：令和3(2021)年1月21日(木)正午

令和2(2020)年9月入学希望者：令和2(2020)年8月5日(水)午後2時

5. 合格者の発表及び入学手続

(1)合格者については、受験番号を下記の日時に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に発表するとともに本人宛に通知する。

〔合格者発表日時〕

令和3(2021)年4月入学希望者：令和3(2021)年3月2日(火)正午

令和2(2020)年9月入学希望者：令和2(2020)年9月4日(金)正午

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

(2)入学許可の通知は、令和3(2021)年4月入学希望の場合は令和3(2021)年3月2日(火)頃、令和2(2020)年9月入学希望の場合は令和2(2020)年9月4日(金)頃、本人宛郵送により行う。

(3)入学許可の通知を受けた者は、その際に送付された入学手続要領に従って、令和3(2021)年4月入学希望の場合は令和3(2021)年3月中の所定の期間内に、令和2(2020)年9月入学希望の場合は令和2(2020)年9月中旬の所定の期間内に、必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。所定の期間内に入学手続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱う。

(4)入学時に必要な経費(令和3(2021)年度予定額)
(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)

入 学 料 282,000 円(予定額)

授 業 料 前期分 260,400 円(年額 520,800 円)(予定額)

注) 上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

6. 出願手続

(1)出願方法

ア. 出願資格第1号による出願者の書類の提出方法及び受付期間

a. 書類の提出方法

出願にあたっては、下記(2)のア. カ. キ. ク. ケ. **コ.** を一括して本研究科所定の封筒に入れ、本研究科事務部(6.(1)エ.)に直接持参**または郵送により**提出すること。ただし、本研究科の修士課程に在籍している者で、現在の専攻又は系と異なる専攻又は系へ出願する者及び他の研究科を修了する予定の者は、下記(2)のイ. ウ. エ. 及び(3)も併せて提出すること。(2)のイ. ウ. については、各自で用意した封筒に入れて提出すること。

なお、下記受付期間内に所定の書類等が完備しない願書は、受理しない。

b. 受付期間

令和3(2021)年4月入学希望者：令和2(2020)年12月2日(水)から12月10日(木)まで。

(令和2(2020)年12月11日(金)以降に到着したものについては、下記(2)のイ.ウ.も含め12月10日(木)までの消印があるものに限り有効とする。)

令和2(2020)年9月入学希望者：令和2(2020)年6月25日(木)から7月1日(水)まで。

(令和2(2020)年7月2日(木)以降に到着したものについては、下記(2)のイ.ウ.も含め7月1日(水)までの消印があるものに限り有効とする。)

※直接持参の場合の受付時間は、10時から12時30分まで及び13時30分から16時まで。

イ. 出願資格第2号による出願者の書類の提出方法及び受付期間

a. 書類の提出方法

出願にあたっては、下記(2)及び(3)を一括して本研究科所定の封筒に入れ、郵便局で「書留速達郵便」と指定して郵送すること(本研究科の修士課程を修了した者で、修了した系と同じ系へ出願する者は、下記(2)のイ.ウ.の提出は任意で、エ.オ.の提出は不要。)。ただし、(2)のイ.ウ.については、各自で用意した封筒により、郵便局で「書留速達郵便」と指定して郵送すること。日本国外から郵送する場合は、事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に申し出ること。

なお、下記受付期間内に所定の書類等が完備しない願書は、受理しない。

b. 受付期間

令和3(2021)年4月入学希望者：令和2(2020)年12月11日(金)から12月15日(火)まで。

(令和2(2020)年12月16日(水)以降に到着したものについては、下記(2)のイ.ウ.も含め12月15日(火)までの消印があるものに限り有効とする。)

令和2(2020)年9月入学希望者：令和2(2020)年6月25日(木)から7月1日(水)まで。

(令和2(2020)年7月2日(木)以降に到着したものについては、下記(2)のイ.ウ.も含め7月1日(水)までの消印があるものに限り有効とする。)

ウ. 出願資格第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号による出願者の書類の提出方法及び受付期間

a. 書類の提出方法

出願にあたっては、下記(2)及び(3)を一括して本研究科所定の封筒に入れ、郵便局で「書留速達郵便」と指定して郵送すること。ただし、(2)のイ.ウ.については、各自で用意した封筒により、郵便局で「書留速達郵便」と指定して郵送すること。日本国外から郵送する場合は、事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に申し出ること。なお、下記受付期間内に所定の書類等が完備しない願書は、受理しない。

b. 受付期間

令和3(2021)年4月入学希望者：令和2(2020)年12月11日(金)から12月15日(火)まで。

(令和2(2020)年12月16日(水)以降に到着したものについては、下記(2)のイ.ウ.も含め12月15日(火)までの消印があるものに限り有効とする。)

令和2(2020)年9月入学希望者：令和2(2020)年6月25日(木)から7月1日(水)まで。

(令和2(2020)年7月2日(木)以降に到着したものについては、下記(2)のイ.ウ.も含め7月1日(水)までの消印があるものに限り有効とする。)

エ. あて先・問合せ先

〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1

東京大学大学院総合文化研究科事務部教務課総合文化大学院チーム

電話 03-5454-6050(6049)

(2)出願書類等

- ア. 入学願書 本研究科所定の用紙に所要事項を記入したもの。
- イ. 論文 修士の学位論文又はこれに代わるもの5部(生命環境科学系については3部)。本研究科所定の論文添付票を貼付すること。すべてコピーでよい。
なお、「これに代わるもの」とは、次のようなものが含まれる。これから修士の学位又は専門職学位を得る見込みの者においては、修士学位論文として提出するために準備している論文。すでに修士の学位又は専門職学位を得た者においては、学位取得後の研究成果を追加した論文。
- ウ. 論文要旨 上記イ. に関する要旨。
日本文の場合は4,000字以内、外国文の場合は2,000語以内とし、A4判用紙に印書したものを5部(生命環境科学系については3部)提出すること。本研究科所定の論文要旨添付票を貼付すること。
- エ. 成績証明書(原本に限る) 修士課程以後のもの。
- オ. 修了証明書(原本に限る) 在学中の者は入学手続の際に提出すること。修了見込証明書は不要。
なお、外国の大学院を修了した者は、修士の学位が確認できる証明書を併せて提出すること。
また、外国の大学で証明書を発行できない場合があれば、事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。
- カ. 写真3葉(同一のもの) 3か月以内に撮影した正面上半身脱帽のものを、願書及び受験票に貼付して提出すること。
- キ. 出願課題解答用紙 生命環境科学系を志望する出願者のうち、出願課題の提出対象者のみ提出すること。
解答用紙(A4)2枚をクリップ留めして提出すること(注:ホッチキス留めしないこと)。その他「生命環境科学系博士課程出願課題(小論文)」内で指定する様式に従うこと。
- ク. 受験票送付用封筒 本研究科所定のものに出願者本人のあて名を記入し、374円分の切手を貼ること。
- ケ. 口述試験通知用封筒 本研究科所定のものに出願者本人のあて名を記入し、374円分の切手を貼ること。
- コ. 宛名ラベル 本研究科所定のものにそれぞれの送付物を受信する場所(日本国内)を記入すること。
- サ. 検定料 30,000円(出願資格第1号による出願者は不要。)
【銀行振込】又は【コンビニエンスストアでの払込】、【ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での払込】若しくは【クレジットカード・中国オンライン決済(アリペイ・銀聯)での払込】のいずれかに限る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となる。
(外国人出願者のうち日本政府(文部科学省)奨学金留学生は、検定料は不要。ただし、本学に在学中(研究生を含む)の者以外は、日本政府(文部科学省)奨学金留学生である証明書を提出すること。)

(1)【銀行振込の場合】

所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での所定の方法での払込の場合を除き、ATM、イン

ターネット等を利用しないこと)。

振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。

※ゆうちょ銀行・郵便局、ATM、インターネットでの振込では、「振込金受付証明書(C票)」が発行されないので利用しないこと。

(2)【コンビニエンスストアでの払込の場合】

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップに限る。

払込に関する操作手順や注意事項については、別紙の「東京大学大学院総合文化研究科 検定料払込方法」を参照のうえ、払い込むこと。払い込み後、「入学検定料・選考料 取扱明細書」の「収納証明書」部分を切り取り、入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。

(3)【ペイジー対応ATM、ペイジー対応ネットバンク、ネット専門銀行での払込の場合】

払込に関する操作手順や注意事項については、別紙の「東京大学大学院総合文化研究科 検定料払込方法」を参照のうえ、払い込むこと。払い込み後、E-支払いサイトの「申込内容照会」にアクセスし、受付完了時に通知された【お客様番号】と【生年月日】を入力し、照会結果を印刷して出願書類に同封すること。

(4)【クレジットカード・中国オンライン決済(アリペイ・銀聯)での払込の場合】

クレジットカードは、ビザカード(VISA)、マスターカード(Master)、JCBカード、アメリカン・エクスプレスカード(American Express)が利用可能。払込に関する操作手順や注意事項については、別紙の「東京大学大学院総合文化研究科 検定料払込方法」を参照のうえ、払い込むこと。払い込み後、E-支払いサイトの「申込内容照会」にアクセスし、受付完了時に通知された【受付番号】と【生年月日】を入力し、照会結果を印刷して出願書類に同封すること。

(3) 社会人特別選拔出願者及び外国人出願者は、上記(2)の出願書類等のほかに、次の書類を提出すること。

ア. 社会人特別選拔出願者

- a. 社会人活動状況調書 本研究科所定の用紙を用いること。
- b. 研究計画書 本研究科所定の用紙を用いること。

イ. 外国人出願者

日本語能力証明書 本研究科所定の用紙に日本語の指導教授又はこれに準ずる者が記入したもの。ただし、日本の大学を卒業した者及び日本の大学院を修了した者又は修了見込みの者は、提出不要。

7. 注意事項

(1) 同一年度において、本研究科内の2つ以上の専攻(系)及びプログラムに出願することはできない。さらに、令和2(2020)年9月入学を希望して出願する場合は、本研究科のどの専攻(系)及びプログラムにも令和3(2021)年4月入学を希望して出願することはできない。また、他の研究科等と重複して入学することはできない。

(2) 出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更は認めない。また、検定料の払い戻し

はしない。ただし、出願以降において、氏名、現住所、受信場所等に変更が生じた場合には、速やかに本研究科事務部(6.(1)エ.)に届け出ること。

(3)出願資格第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号による出願者は、論文(6.(2)イ.)に加えて、審査の参考となり得る論文があれば、所定の期間内にそれを提出してもよい。

(4)受験票等は、令和3(2021)年4月入学希望の場合は令和3(2021)年1月15日(金)頃に、令和2(2020)年9月入学希望の場合は令和2(2020)年7月31日(金)頃に、直接本人宛に郵送する。送付予定日から7日間経過しても到着しない場合は、本研究科事務部(6.(1)エ.)に連絡すること。

(5)障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出願前のできるだけ早い時期に本研究科事務部(6.(1)エ.)に申し出ること。

(6)在職中の者は、次の点に注意すること。

ア. 大学院に入学を許可された場合、在学期間中は大学院での学修環境を確保すること。

イ. 官公庁・企業・団体等に在職のまま大学院に入学を希望する者は、入学手続の際に、「在職のまま大学院に入学することに支障はない」旨の勤務先の承諾書(様式任意)を提出すること。

(7)事情によっては、出願手続、試験期日等を変更することがある。その場合は、本研究科ホームページ(URL <https://www.c.u-tokyo.ac.jp/graduate/admission/master-doctor/index.html>)に情報を掲載するので、随時確認すること。

(8)提出論文等は、返却しない。

(9)外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。

(10)入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。

(11)出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。

(12)入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。

(13)出願書類において虚偽の記載や偽造が発見された場合、ならびに試験において不正行為があったことを示す明確な証拠が出てきた場合は、合格後、及び入学後においても遡って入学を取り消すことがある。

(14)東京大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「東京大学安全保障輸出管理規則」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から外国人留学生の受入れに際し、厳格な審査を行っている。

規制されている事項に該当する場合は、入学が許可できない場合や希望する研究活動に制限がかかる場合があるので、注意すること。なお、詳細については、以下の本学安全保障輸出管理支援室ホームページを参照すること。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/export-control/ja/rule.html>

令和2(2020)年10月